

大分県報

平成二十八年
号外（一〇三）
七月十五日

（金曜日）

目次

公 告

競争入札参加者の資格に関する告示……………一
一般競争入札の実施……………二

〇 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
平成二十八年七月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事のうち、土木一式工事 平成二十八年度治夕第二号玉来ダム本体建設工事
- 二 競争入札の参加者資格
 - 1 競争入札に参加することができない者
 - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (二) 次のいずれかに該当する事実があった後、三年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定に

- よる監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (三) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (四) 建設業法第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていない者
 - (五) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和三十九年大分県告示第四百八十一号）第八の一の(三)及び第八の二の(四)で定める暴力団関係者に該当する者
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
- (一) 建設業法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果
 - (二) 工事経歴
 - (三) 工事成績
 - (四) 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は第十五条第二号イ若しくはハに該当する職員の数
 - (五) 信用度
 - (六) その他知事が必要と認める事項
 - 三 入札を希望する者の資格申請の方法等（県内に本店を有し、平成二十八年四月十九日から平成三十年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に登録されている建設業者及び県外に本店を有し、平成二十八年四月十九日から平成三十年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
 - 1 申請の方法
県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
 - 2 申請書の提出先及び問い合わせ先
大分県土木建築部土木建築企画課建設業指導班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一一
電話 ○九七―五〇六―四五一六
 - 3 申請の時期
平成二十八年七月十五日から同年八月十八日までとする。

平成二十八年七月十五日

大分県報号外（公告）

<p>四 入札参加資格の有効期間 資格を取得した日から平成二十九年三月三十一日までとする。（ただし、入札参加資格の適用は、本案件に限る。）</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手（県外に本店を有する企業に限る。） 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/17000/shikakushinsei.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を有する者が二の1の各項目のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、かつ、その事実があった後三年間物品等の競争入札に参加しなからなければならない。</p> <p>2 1により入札参加資格を取り消したときは、当該資格取消の旨を通知する。</p> <p>次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき公告する。 平成28年7月15日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。 電子入札の取り扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。</p> <p>二 本案件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものである。</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 工事名 平成28年度 治ダ第2号 玉来ダム本体建設工事 (2) 工事場所 玉来川 竹田市大字志土知・川床 (3) 工期 契約締結の日の翌日から平成35年3月15日まで (4) 工事概要 ア ダムの形式 重力式コンクリートダム イ 堤 頂 高 52.0m ウ 堤 頂 長 145.0m エ 堤 体 積 128,250m³</p>	<p>ナ 打設工法 拡張しゃ方式</p> <p>(5) 予定価格 11,549,304,000円（予定価格×100/108＝10,693,800,000円）</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 本案件については、次の(1)及び(2)の全ての要件を満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 共同企業体の要件 共同企業体の要件については大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格者等に関する取扱要綱（昭和53年大分県告示第398号。以下「要綱」という。）により、以下のとおりとする。</p> <p>ア 要綱に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結していること。 イ 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は3者であること。 ウ 共同企業体を代表する企業（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の出資比率を有するものであること。 エ 全ての構成員が20%以上の出資比率であること。 オ 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の請負契約の履行後3箇月間存続するものであること。</p> <p>また、当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事の請負契約が締結される日まで存続するものであること。</p> <p>カ 結成方法は自主結成とする。</p> <p>キ 構成員の組合せは、2の(2)のア及びイの全てを満たす「代表構成員」1者と、2の(2)のア及びウの全てを満たす「その他の構成員A」1者と、2の(2)のア及びエの全てを満たす「その他の構成員B」1者の3者の組合せとする。</p> <p>なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。また、「代表構成員」としての要件を満たす者同士の組合せは認めないものとする。</p> <p>(2) 構成員の要件 ア 全構成員 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ウ 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）により土木一式工事において競争入札参加資格者の資格を有している者であること。 エ 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第</p>
--	---

<p>1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(エ) 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(オ) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所等で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。</p> <p>(カ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成11年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。</p> <p>(キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>(ク) 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと（同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。）。</p> <p>なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p> a 親会社と子会社の関係 親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。</p> <p> b 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。</p> <p> c 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p> ※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。</p> <p>また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p> <p>イ 代表構成員</p>	<p>(フ) 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値（P点）が、1,200点以上であること。ただし、審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。</p> <p>(ク) 平成13年4月1日以降に堤高40m以上のコンクリートダム建設工事（砂防堰堤を除く。）を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限り、ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表者として施工したものに限り。）。</p> <p>(ケ) 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。 なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p> a 監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p> b ダム工事総括管理技術者の資格を有する者であること。</p> <p> c 現場代理人又は主任（監理）技術者として、平成13年4月1日以降に堤高40m以上のコンクリートダム建設工事（砂防堰堤を除く。）に従事した経歴（工期の2分の1以上従事したものに限り。）を有する者であること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、現場代理人については、上記に示した工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有していた場合に限る。</p> <p> d 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。</p> <p> e 監理技術者は、工事着手から工事完了までの間、病气、死亡及び退職等やむをえない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p> ウ その他の構成員 A</p> <p>(ケ) 建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値（P点）が、1,000点以上であること。ただし、審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。なお、上記イの(ア)及び(イ)に係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員 A」となることはできない。</p> <p>(イ) 平成13年4月1日以降にコンクリート構造物工事を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出</p>
--	--

<p>資比率が20%以上のものに限る。)</p> <p>(ウ) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>a 建設業法による1級土木施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門）の資格を有する者であること。</p> <p>b 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上に雇用された者であること。</p> <p>c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病氣、死亡及び退職等やむをえない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>エ その他の構成員B</p> <p>(フ) 建設業法第27条の29の規定に基づき総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値（P点）が、950点以上であること。ただし、審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。なお、上記イの(ウ)及び(エ)に係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員B」となることはできない。</p> <p>(イ) 平成13年4月1日以降にコンクリート構造物工事を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> <p>(ウ) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>a 建設業法による1級土木施工管理技士又は技術士法による技術士（建設部門）の資格を有する者であること。</p> <p>b 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上に雇用された者であること。</p> <p>c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病氣、死亡及び退職等やむをえない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当課 郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県土木建築部河川課管理・水資源対策班（大分県庁舎新館8階） 電話 097-506-4593 FAX 097-506-1775 E-mail al17200@prefaital.g.jp</p> <p>(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法</p>	<p>ア 入札説明書 平成28年7月19日（火）から同年9月7日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下これらの日を「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所で直接交付を受けること。</p> <p>イ 設計図書 平成28年7月19日（火）から同年9月27日（火）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所で閲覧すること。 なお、希望者に対して閲覧用設計図書のデータを記録したCDを配布する。CD配布を希望する者は、上記の閲覧期間に、(1)の場所へ引換用のCD-R（未使用650MB以上）を持参すること。</p> <p>ウ 注意事項 入札後の設計図書等は、他の用途に使用せず適正に処分すること。</p> <p>(3) 建設工事共同企業体協定書の写しの提出期間、場所及び方法</p> <p>ア 期間 平成28年7月20日（水）から同年8月18日（木）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 方法 (1)の場所へ持参して提出すること。電子入札へ登録を行うため、郵送及び電送によるものは受け付けない。 ※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(4) 競争入札参加資格の確認のための入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）の提出期間、場所及び方法</p> <p>ア 期間 平成28年7月20日（水）から同年8月18日（木）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 方法</p>
---	---

<p>原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による提出を認める。</p> <p>※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(5) 技術資料の提出期間、場所及び方法</p> <p>ア 期間 平成28年8月25日（木）から同年9月16日（金）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 方法 媒体提出届を提出し、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による。</p> <p>※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(6) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法</p> <p>ア 日時 電子入札システム 平成28年9月21日（水）から同月27日（火）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 紙入札（持参又は郵送の場合） 平成28年9月21日（水）から同月27日（火）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 方法 原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による提出を認める。また、入札回数は原則として1回とする。</p> <p>※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(7) 開札の日時及び場所並びに立会</p> <p>ア 日時 平成28年10月12日（水）午前10時</p> <p>イ 場所 郵便番号 870-8501</p>	<p>大分市大手町3丁目1番1号 大分県土木建築部入札室（大分県庁舎新館6階）</p> <p>ウ 立会 開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 当該工事情負契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。</p> <p>(2) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。</p> <p>(3) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> <p>(4) 入札の無効等</p> <p>ア 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書等及び技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札開始前の注意事項及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>イ 談合情報の取扱い</p> <p>ウ 総合評価における談合の認定基準 談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格（調査基準価格未満を除く。）と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。</p> <p>(4) 談合があったと認定した場合の対応 公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則第27条第2号の規定を適用し、当該入札を無効とし、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。</p> <p>(5) 低入札価格調査基準価格の有無 有（失格基準有り）</p>
--	--

低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 開札後は、落札者の決定を保留する。

イ 1の(5)に記載する予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ウ 評価値の最も高い者が2人以上あるときには、くじにより落札者を決定するものとする。

エ 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。

オ イにより落札者を決定した場合は、直ちに、入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。

カ 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。

(7) 契約担当者は、参加表明書等の提出後、落札決定をするまでの間に落札予定者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札予定者の行った入札を無効にするものとする。

なお、イの要件のうち、2の(2)のイの(ウ)、ウの(ウ)及びエの(ウ)に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに、発注者に対しその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること（開札後の書面提出は受け付けない。）。なお、この場合の入札は無効扱いとする。ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病氣、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づき指名停止を行う。

ア 共同企業体に参加する構成員が、指名停止要領に基づき指名停止措置を受けたとき

(要領に基づき指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。)

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(8) 契約担当者は、落札決定後、仮契約後の議会議決までの間に落札者が(7)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うものとする。

(9) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(7)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

(10) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札後に(7)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、(7)から(9)までによる入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約（仮契約を含む。）の解除等に伴う損害賠償については、契約担当者はその責を一切負わないものとする。

(11) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づき指名停止を行うことがある。

(12) 落札者等には、共同企業体の構成員も含まれる。

(13) 配置予定監理技術者の確認
落札決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しない場合がある。

(14) 手続における交渉の有無 無

(15) 契約書作成の要否 要

(16) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

(17) 関連情報を入力するための照会窓口 上記3の(1)と同じ。

(18) 競争入札参加資格者の資格を有していない者の参加 上記2の(2)のアの(イ)に掲げる競争入札参加資格者の資格を有していない者も上記3の(4)により申請書及び資料を提出することはできるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該競争入札参加資格者の資格を有していなければならない。

(19) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the Procuring entity
Katusada Hirose Governor of Oita Prefecture
- (2) The Names and Quantities of Goods or Labor Requested
Construction work on the main body of the Tamaraai Dam

(3) Qualification screening
July 20th, 2016 (Wed.) to Aug. 18th, 2016 (Thurs.), from 9:00AM to 5:00PM

(4) Bidding
Electronic Bidding System

Sept. 21st, 2016 (Wed.) to Sept. 27th, 2016 (Tues.), from 9:00AM to 5:00PM
Paper Bidding (For Hand Deliveries and Postal Deliveries)

Sept. 21st, 2016 (Wed.) to Sept. 27th, 2016 (Tues.), from 9:00AM to 4:00PM
(5) Department in Charge of Notices Related to Special Supply Contracts

3-1-1 Ohte-nachi, Oita City 870-8501

Water Resource Policy and Control Section, River Division
Oita Prefecture Civil Engineering and Construction Department
(Oita Prefectural Office New Building 8 th Floor)

TEL : 097-506-4593